

令和6年度 飯綱町まちづくり活動支援事業 募集案内

飯綱町では、住民の皆さんが自由な発想で、自ら取り組むまちづくり活動を資金面で応援します。もっと暮らしやすい地域にしたい、地域の伝統を将来に残す活動がしたい、イベントを企画して地域を盛り上げたいなど、皆さんが思い描くよりよい「まち」を実現するための一歩を踏み出してみませんか。

事業を計画している団体の皆さんは、受付期間内に申請をお願いします。

1 受付期間

令和6年3月1日（金）～ 15日（金） ※期限厳守

2 対象となる団体

町内に在住、在学、または在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する団体

3 対象となる主な活動

- 町民が自主的に実施するまちづくり事業
- 町民自らが実施するまちづくり事業に関する、企画、研究、計画策定を主たる目的とする事業
※営利を目的とした事業、政治、宗教に関わる事業は対象となりません。
※飲食費、構成員に対する謝礼、団体の経常的な経費（家賃等）等は補助対象経費となりません。

4 重点テーマ

町をあげて積極的に推進していく取り組みを「重点テーマ」として設定しています。重点テーマに該当する事業は、補助率及び補助限度額がかさ上げされます。

重点テーマ

- 町内の景観を良くする事業
- 2050年カーボンニュートラルにつながる事業

5 補助金の金額

| 補助対象経費 | 通常事業 | | 重点テーマ該当事業 | |
|----------------|--------|-------|-----------|-------|
| | 補助率 | 補助限度額 | 補助率 | 補助限度額 |
| 5万円未満 | 100%以内 | 4万円 | 100%以内 | 12万円 |
| 5万円以上 20万円未満 | 80%以内 | 10万円 | | |
| 20万円以上 100万円未満 | 50%以内 | 20万円 | 60%以内 | 24万円 |
| 100万円以上 | 20%以内 | 50万円 | 24%以内 | 60万円 |

※補助金の交付は、一つの事業につき原則として3回までとします。

6 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、企画課窓口へ持参してください。
- ・申請書類等は企画課窓口でお渡しするほか、町公式ホームページにも掲載しています。
- ・受付終了後、すべての申請事業について事業内容のヒアリングを実施します。

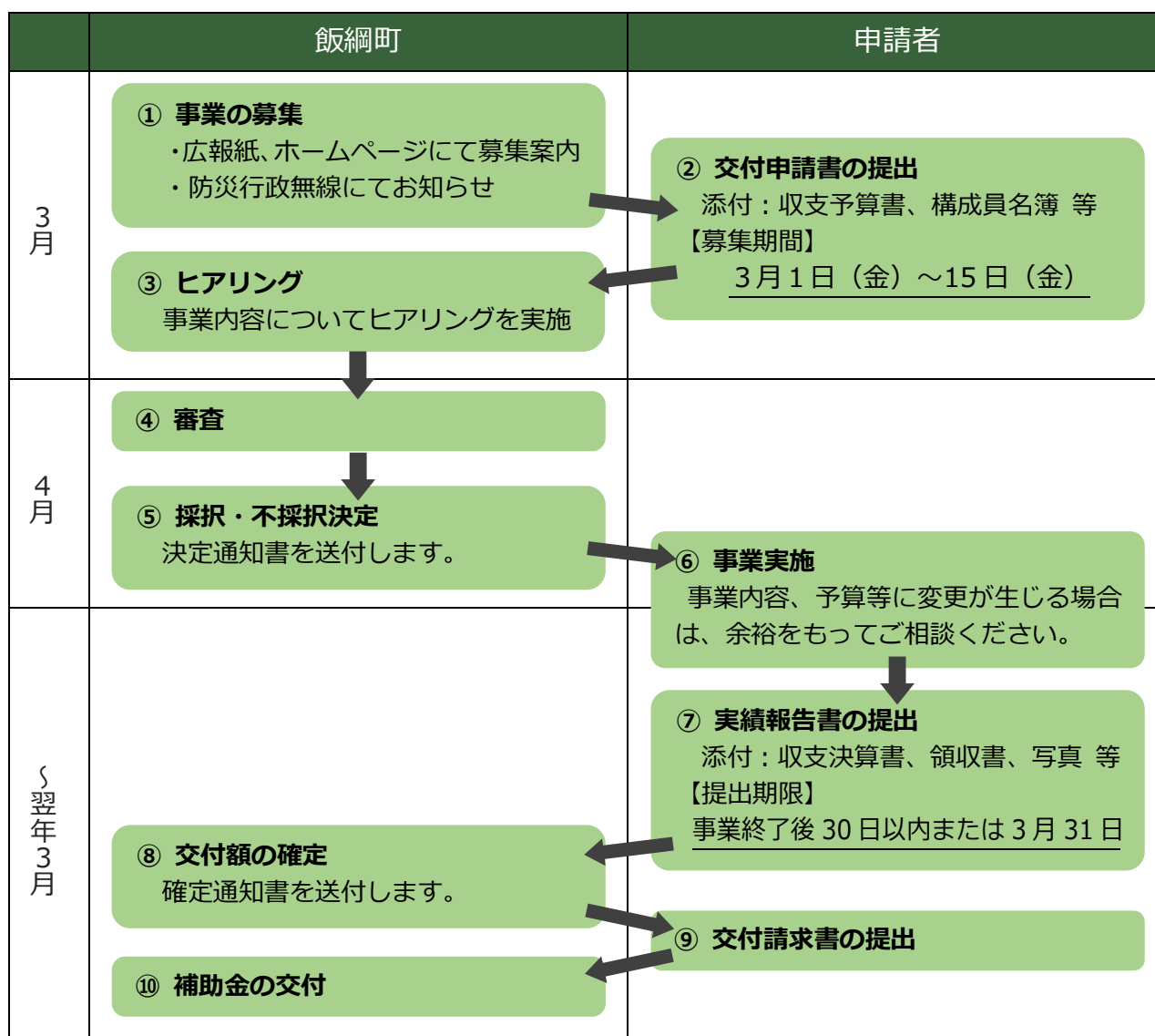
7 事業の採択

事業の採択は、交付要綱に基づき、自主性、公益性、発展性といった観点や計画の熟度等により内容を審査し、予算の範囲において、効果の高い事業を優先して採択します。

結果については、令和6年4月中旬以降に申請者に通知します。

(※交付決定前に行った活動(経費)は補助対象となりません。)

8 実施フロー図



地域のよさを見つけて、活かして、元気な町をつくらう！

飯綱町は、住民の皆さんが考える新しいまちづくり活動を積極的に応援します。

事業についてご不明な点などがございましたら、お問い合わせください。

ホームページ： <https://www.town.iizuna.nagano.jp/docs/711.html>

飯綱町役場 企画課 企画係 電話 253-2512

